4月10日(金)官報掲示後解禁8:30

ひと、くらし、みらいのために

平　成　２１年　４月　１０日（金）
医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
室　　長：　梶尾　　(内)2716
室長補佐：　松崎　　(内)4230
(直通)03－3595—2400

C型肝炎救済特措法の給付金に対する製薬企業の負担割合について(告示の制定)

「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(平成 20 年法律第２号) 第 16 条に基づき、製薬企業の同意を得て厚生労働大臣が定めることとされている給付金支給等業務に要する費用の負担方法及び割合の基準を定める告示が、平成 21 年４月 10 日に制定されましたので、お知らせします。

告示の内容

（１）大阪高等裁判所の和解骨子案（平成 19 年 12 月 13 日）の考え方に基づき、給付費用及び弁護士費用についての各製薬企業の費用負担割合を規定。(第２条～第４条)
具体的には、以下の表のとおり。

製　薬　企　業	製剤と製剤の投与時期	割合
田辺三菱製薬株式会社	【特定フィブリノゲン製剤】 昭和 60 年８月 21 日～昭和 62 年４月 21 日	１０／１０
	【特定フィブリノゲン製剤】 昭和 62 年４月 22 日～昭和 63 年６月 23 日	２／３
	【特定血液凝固第Ⅸ因子製剤（クリスマシン等)】 昭和 59 年１月１日～	１０／１０
日本製薬株式会社	【特定血液凝固第Ⅸ因子製剤（ＰＰＳＢ-ニチヤク)】 昭和 59 年１月１日～	１０／１０

（２）　各製薬企業は、上記による額のほか、以下の額を納付することを規定。(第５条)

田辺三菱製薬株式会社　５１億８，６７２万５，０００円
日本製薬株式会社　　１億５，５７７万５，０００円